資料５

保育の必要性の認定に係る「事由」について

【ポイント】
(1) 保育の必要性の認定に係る「事由」は、**現在、条例で定めていますが、新制度では子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）**で定められます。

(2) 子ども・子育て支援法施行規則では、現在、本市が国の通知に基づき「市長が認める前各号に類する状態」として運用している
①「求職活動」②「就学」③「児童虐待やＤＶの恐れがあること」④「育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」を事由として明記されます。

(3) 同施行規則において、「一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。」の本市が定める時間は、現在の運用と同様の**月６０時間**に定めます。

現行の基準

鹿児島市保育の実施に関する条例第２条

（保育の実施基準）
第2条　保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、

かつ、

同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

(1) 居宅外で労働することを常態としていること。

(2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること。

(7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

※　国の通知に基づき「市長が認める前各号に類する状態」として取扱い

・ 求職活動

・ 就学（職業訓練校等における就業訓練を含む）

・ 虐待やＤＶの恐れがあること

・ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

労働時間の基準（下限時間）

通常の保育時間内において**１日４時間以上**（深夜の就労の場合は、午前２時を含む１日４時間以上）**かつ月１５日以上就労**している場合（運用）

同居の親族等の要件を削除

変更なし
ただし、就労時間は定める必要あり

基準に明記

現在と同様の水準で定める

新制度における基準

子ども・子育て支援法施行規則
※実際の条文を基に一部省略して作成

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１９条第１項第２号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの**保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当**することとする。

(1) **一月において、４８時間から６４時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間**以上労働することを常態とすること。

(2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(6) **求職活動**（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。

(7) 次のいずれかに該当すること。
イ **学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学**していること。
ロ 公共職業能力開発施設において行う**職業訓練等**を受けていること。

(8) 次のいずれかに該当すること。
イ **児童虐待を行っている又は再び行われるおそれ**があると認められること。
ロ **配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難**であると認められること（イに該当する場合を除く。）。

(9) **育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要**であると認められること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

労働時間の基準（下限時間）

１か月あたり６０時間の労働時間
（規則等で制定）